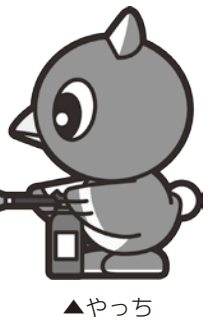


住宅火災を防ぐために もう一度身の回りの確認を



これから冬にかけて、空気が乾燥し木枯らしが吹く日が増え、火災が起こりやすい時期になります。火災への備えは、住まいを安全・安心な場所にするための第一歩。家族や住まいを守るために、もう一度身の回りを確認しましょう。

11月9日～15日は秋季全国火災予防運動期間
「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」
(平成26年度全国統一防火標語)

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

寝たばこは
絶対やめる



ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する



ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す



4つの対策

① 逃げ遅れることのないように 住宅用火災警報器を設置する

市では、寝室への火災警報器設置が義務になっています。寝室が2階以上にある場合は、階段の天井か壁にも設置が必要です。台所への設置義務はありませんが、火を最も多く使う場所なのでできるだけ取り付けておきましょう。

火災警報器には、煙に反応する「煙式」と熱に反応する「熱式」の2種類があります。寝室や階段には煙式が、台所には熱式が効果的です。

月に1回はボタンを押すなど、作動点検をしましょう。感知部分が汚れてくると、正常に作動しないことがあります。乾いた布などで軽く拭きましょう。

煙式



火災では、熱より煙が先に広がることが多いので、寝室や階段への設置に適しています。

熱式



台所など普段火をよく使う場所への設置に適しています

② 火災を小さいうちに消すために 住宅用消火器等を備える

一般家庭には、住宅防火対策推進協議会が承認した「住宅防火安心マーク」の付いた住宅用消火器が最適です。すぐに使えるように高さ約1.5メートル以下で普段から目に付く場所に設置を。水のかかる場所や熱くなる場所は避けましょう。

また、自治会などの消防訓練に参加して使い方を覚えておきましょう。



③ 寝具や衣類などからの火災を防ぐために 防災品を使用する

防災品は、火がついても燃え広がりにくい性質です。エプロンなどの衣類に防災品を使うと、料理中に火が服に燃え移る「着衣着火」を防止できます。防災品には、「防災ラベル」が付いています。



防災物品ラベル

消防法令に基づいたもので、その物品に防災性能があることを示します。不特定多数の人が出入りする施設・建築物、地下街などの防火対象物で使用されるカーテンやじゅうたんなどは、防災性能を持つ防災物品でなければなりません。



防災製品ラベル

消防法令に定めたものの以外で、日本防災協会が認定したものです。一般家庭で使う寝具類、衣服類などに表示します。

④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために 隣近所の協力体制をつくる

火災のときに一人でできることは限られます。家族や近所と訓練に参加することで、いざというときの「消火」、「通報」、「避難」の協力ができる体制をつくっておくことが重要です。



集団資源回収にご協力を

市では、古紙、古布、缶類などの資源物の回収を行っている自治会、PTA、子ども会などの市民団体に、回収した資源物1キログラムにつき4円の奨励金を交付しています。奨励金は団体の活動費として活用できます。地元で行われている資源回収運動に参加し、ごみ減量とリサイクルにご協力ください。登録している団体の照会や団体の新規登録方法など、詳しくはクリーン推進課へ。

朝8時30分までに集積場所へ。不燃ごみは休日と重なった場合も収集									
コース	該当地域	指定袋使用			資源物			コース	該当地域
		不燃ごみ	有雪ごみ	可燃ごみ	びん・缶類	紙・布・紙類	紙類		
11月の資源物・ごみ収集日	大和田(成田街道南側)、萱田町(成田街道南側)、村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側)、大和田新田(県道幕張八千代線より東側)、高津(県道幕張八千代線より東側)	4 第1火	18 第3火	月・水・金 3日・24日は 収集あり	木	土		9	萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、村上(成田街道北側で新川西側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目
	2 八千代台北	11 第2火	25 第4火					10	高津(県道幕張八千代線より西側)、高津東、大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線より西側)
	3 八千代台西、八千代台南	18 第3火	4 第1火					11	高津団地、大和田新田(1～99番地の成田街道南側)
	4 八千代台東	25 第4火	11 第2火					12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2～4丁目
	5 上高野	5 第1水	19 第3水	火・木・土	金	月 3日・24日は 休み		13	勝田台
	6 村上団地	12 第2水	26 第4水					14	勝田台南、勝田、ゆりのき台3～8丁目、麦丸、萱田町(500番台を除く東葉高速線北側)、萱田(東葉高速線北側)
	7 村上(新川の東側)、下市場、村上南、勝田台北	19 第3水	5 第1水					15	大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目、萱田町(500番台の東葉高速線北側)
	8 神野、下高野、堀ノ内、保品、米本団地、米本	26 第4水	12 第2水					16	大学町、真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納

◆お問い合わせは、クリーン推進課(483) 1151または清掃センター(483) 4521へ